

2020年5月25日

お客様各位

税理士法人 M&T グループ
代表 三反田 純一郎
電話：06-6442-7187

緊急事態宣言解除後の当面の営業体制に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。先週の緊急事態宣言解除を受け、今後の弊社の方針としましては、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(5月21日変更)」に則り、お客様、当社関係者の皆様、全従業員の安全確保の対策を講じながらの営業体制を継続していく所存でございます。

つきましては、今週からの営業体制を以下の通りお知らせさせていただきます。対策期間中は、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、売上減少による資金繰り悪化や休業等による雇用調整等、事業活動へ影響が生じている、またはご懸念をお持ちの事業者様に対し、チャットによる「コロナ相談専用窓口」を設けておりますので、ぜひご活用下さいませ。

敬具

記

【当面の営業体制】

・時差出勤実施による営業時間の変更

営業時間 対策期間中 9：30～17：30 （通常9：00～17：00）

・出社制限による担当者の在宅勤務実施

全従業員、週1～2回程度の在宅勤務を行い、ローテーション出社体制と致します。
担当者の在宅勤務日は ZOOM または Chatwork にてご対応させていただきます。

・非対面でのお打ち合わせ実施

ご訪問やご来社による対面でのお打ち合わせを避け、WEB 会議でのお打ち合わせとさせていただきます。

※上記全て、5月25日(月)～6月30日(火)の期間を想定しておりますが、今後の状況により内容や期間が変更する場合がございます。

以上